

<説明文> 資料 1 公務災害補償制度

1. 公務災害補償制度の概要

- まず、目的ですが、
- 地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上、または通勤により、負傷、疾病、障害、死亡といった災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償したり必要な福祉事業を行うことで、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

- 制度の特徴としては、
- 使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体に過失がなくても補償義務が発生することとなっています。通常損害賠償は、故意または過失であることを要件とすることから、民法上の損害賠償とは性格が異なります。
- 補償の対象は、身体・精神上の疾病損失となっています。物品の補償や、いわゆる慰謝料のような精神的な損害は含まれません。
- また、一部に年金が採り入れられ、加えて、補償を超えた福祉事業を行うこととされており、被災職員及びその遺族の生活の安定と被災職員の社会復帰の促進を考慮した制度となっています。

2. 対象職員

- 県知事部局職員はもちろん、警察や教育庁、公営企業の企業局・病院事業局、市町村や一部事務組合等職員を含めて、71団体およそ4万人の職員が対象となっています。

3. 公務災害補償制度の沿革と組織

- 地方公務員災害補償法は昭和42年に制定されましたが、それ以前の地方公務員の災害補償は、地方公務員法に補償義務が定められているものの、統一的な定めはなく、各自治体が（条例等で）独自に定めて補償を実施するものでした。また、現業職員は労災保険法が適用される等、各自治体間、あるいは同一自治体内の職員であっても補償の水準にバラツキが生じていました。

- こうしたことから、制度の統一的整備を行うため、地方公務員災害補償法が制定され、全国の見地からの統一的・専門的な運用を確保し、補償の迅速かつ公正な実施を行うために、災害補償の実施機関として地方公務員災害補償基金という機関が設置されました。

- 沖縄県では、昭和47年の復帰と同時に、基金の沖縄県支部が設置され、同制度が適用されています。

4. 地方公務員災害補償基金

- 地方公務員災害補償基金とは、地方公務員災害補償法によって設置された法人で、東京都に本部を、各都道府県及び政令都市に支部を設置して事務の運営を図っています。
- 地方公共団体等の職員が、公務災害または通勤災害を受けた時に、これに対する補償の実施を被災職員の属する地方公共団体等に代わって行うものとされており、地方公共団体等の補償義務の代行機関となっています。
- 基金を設置して補償を行わせることで、多数分立している地方公共団体等が独自に補償を行うことによって生じる決定（公務上・公務外の認定、障害等級決定、受給権者の決定等）の不均衡による弊害を全国的規模の観点から調整・排除することができます。
- 基金が実施する補償に要する費用及び基金の事務に要する費用は、各地方公共団体からの負担金でまかなわれます。たとえば、共済制度のような本人が支払う掛け金等はありません。

5. 公務災害補償制度の適用関係

- 地方公務員の公務災害または通勤災害に対する補償は、常勤職員については地方公務員災害補償法の規定により、地方公務員災害補償基金がその実施機関となっています。
- 非常勤職員については、地方公務員災害補償基金が実施機関となるもの、各地方公共団体等が実施機関となるもの、国（厚生労働省沖縄労働局）が実施機関となるものに区分されます。
- 非常勤職員のうち、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、又はフルタイム勤務で雇用関係が事実上継続していると認められる常勤的非常勤職員や、労働基準法別表第1に掲げる事業に従事する船員法第1条に規定する船員については、地方公務員災害補償法に基づき、基金が補償の実施機関となります。
- 議会の議員、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の委員、統計調査員等の法令の適用を受けない者は、各地方公共団体が地方公務員災害補償法に基づく条例を定めて補償を実施することになります。労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業に雇用される者がこれにあたります。
- 労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される者は、労働者災害補償保険法が適用されるので、厚生労働省沖縄労働局に請求を行うことになります。
- また、学校医や消防団員などの補償は、それぞれの関係法令や法に基づく条例により地方公共団体が実施機関となります。
- 注釈ですが、沖縄県が任用する非常勤職員における労働基準法別表第1に掲げる事業及び同表に掲げる事業以外の事業を行う事業所の区分は、県ホームページの基金沖縄県支部のページに掲載していますので、非常勤職員の公務災害を請求する際は、実施機関を確認の上、請求してください。市町村及び一部事務組合等においては、各々の条例等で実施機関を確認してください。

6. 公務災害補償の内容

- 公務災害補償の種類は、療養補償、休業補償、傷病保障年金、障害補償などとなっています。
- 沖縄県支部で行った補償のほとんど（9割近く）は療養補償となっており、負傷や疾病が治癒するまでに必要な治療費などの費用の支給等を行っています。
- 補償の時効について、補償を受ける権利は、請求事由が生じた日から2年間、障害補償等については5年間補償請求を行わないと、時効によって消滅します。
- また、補償以外にも、松葉杖やサポーター等の補装具の支給などの福祉事業も実施しています。

7. 公務災害の認定

- 一般的に広い意味で使われている「公務災害」とは、公務中に起こった公務災害と、通勤中に起こった通勤災害に分かれます。
- 公務災害の認定とは、発生した災害が公務災害として認められるか否かを判断する行為です。
- 災害が公務によって生じたものであること、公務とその負傷（又は疾病等）との間に相当因果関係があることが要件とされています。
- 公務中に起こった公務災害の認定の考え方として、
- 例えば負傷の場合は、原則として、公務遂行中に生じたかどうかを判断して認定を行います。負傷の場合は、その発生が外見から明らかであることが多いため、公務との因果関係を求める際に、医学的判断が必要とまでは至らないのが通例です。
- 疾病の認定の場合は、負傷の場合と異なり、医学的判断として「公務起因性」が公務上か公務外かを判断する大きな要素となります。
- 特に精神疾患、心臓疾患、脳血管障害等の場合は、その人が元々持っていた病気との関連はないか、子育てや介護等のプライベートでの生活状況との関連から起因するものではないか、激務であったとしても公務自体が病気になった原因といえるかどうか等、判断が難しくなることもあり、認定に複数年を要することもあります。
- 通勤災害は、職員が勤務のために住居と勤務場所との往復等を合理的な経路及び方法により行うことに起因する災害です。したがって、その移動の経路を逸脱し又は中断した場合は、その逸脱・中断の間、およびその後の移動中に生じた災害は通勤災害とはなりません。
- ただし、その逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって、総務省令で定めるやむを得ない事由のための必要最小限のものである場合には、その逸脱又は中断した間に生じた災害を除き、通勤災害とされます。

8. 第三者加害事案（加害者のある災害）

- 公務災害・通勤災害のなかには、相手の不注意による負傷や事故、相手に暴行を加えられるなど、第三者の行為によって発生する場合があります。これを第三者加害事案といいます。
- この場合、第三者は、被災職員が被った災害に関して、民事上の損害賠償の責めを負うことになります。
- 被災職員は、第三者に対する損害賠償請求権と、基金に対する補償請求権の両方を取ることになりますが、2重に補償を受けることはできません。
- このような場合、基金では、基金が補償する前に第三者から損害賠償を受ける「賠償先行」を原則としています。（実線の矢印の流れのとおり。）
- ただし、第三者に資力がないとか、事情により賠償請求ができないといった場合は、基金が被災者に補償を行った後、補償費を第三者に請求する「補償先行」を選択することもできます。（点線の矢印の流れのとおり。）
- 示談は、被災職員と第三者との間でこれ以上損害賠償の請求をしないことを決めることです。示談の締結は、疾病が治癒して損害の範囲が明確になった時点で行う必要があるので、締結する前に基金へ相談するようにしてください。
- 特に、基金へ補償請求した後に示談した場合は、基金から第三者への求償権行使に支障をきたすことがありますので、基金へ連絡なしに示談を締結しないでください。必ず、事前に連絡をお願いします。

9. もし災害が起こったら

- 実際に災害が発生たら、
- まずは、医療機関を受診してください。そして災害の発生を職場へ連絡して下さい。報告が遅れて事実関係の確認ができなくなると、認定に支障をきたすことがあります。
- その先の具体的な手続きは、職場の担当に確認して行ってください。
- 傷病が治癒したら、治癒報告書を提出してください。この場合の「治癒」とは、完全に治った場合だけでなく、痛みなどが残っていたとしても、症状が固定し、もはや治療効果が期待できない場合（症状固定）も含まれます。

ここまで、公務災害補償制度のことを説明しましたが、職場では、職員が病気や怪我をしないよう、職場の安全点検や職員への安全教育を行うなど、日ごろから災害防止に取り組んでいただきたいと思います。